平成２２年（フ）第４７１３号
大阪府池田市井口堂２丁目９番２―50号
債務者　久保田由美（旧姓岡本）
1　決定年月日時　平成22年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４７２５号
大阪市浪速区恵美須西３丁目５番９号
債務者　管谷　武尚
1　決定年月日時　平成22年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４７５３号
大阪市東成区大今里南１丁目11番12号　ロータリーホーム今里77号
債務者　岡田　昭子（旧姓矢野）
1　決定年月日時　平成22年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４７７４号
大阪府茨木市北春日丘２丁目17番24号
債務者　岩﨑　龍治
1　決定年月日時　平成22年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４７８９号
大阪府枚方市新之栄町28番12号
債務者　藤田由実子（旧姓木村）
1　決定年月日時　平成22年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４７９０号
大阪府東大阪市足代北１丁目10番８号　メゾンドール布施203号
債務者　三浦　延之
1　決定年月日時　平成22年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４７９７号
大阪市西成区梅南１丁目５番26号池内マンション45号
債務者　杉本　初子
1　決定年月日時　平成22年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４８０４号
大阪府東大阪市東石切町４丁目８番49号丸善ビューマンション304号
債務者　太田　雅子
1　決定年月日時　平成22年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４８０７号
大阪市天王寺区東上町６番13号リーフアベニュー201号
債務者　波多野一二三
1　決定年月日時　平成22年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９号
北海道紋別郡雄武町字雄武1124番地の１
債務者　亀田　美香
1　決定年月日時　平成22年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
旭川地方裁判所紋別支部

平成２２年（フ）第３１号
青森県三沢市東岡三沢３丁目41番地１号　ＳＡＫＵＲＡ－Ｅ102
債務者　辻　　信彦
1　決定年月日時　平成22年６月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
青森地方裁判所十和田支部

平成２２年（フ）第５６号
青森県十和田市大字三本木字西小稲113番地23
債務者　附田　由香
1　決定年月日時　平成22年６月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
青森地方裁判所十和田支部

平成２２年（フ）第５７号
青森県十和田市大字三本木字西小稲113番地23
債務者　髙松　勝彦
1　決定年月日時　平成22年６月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
青森地方裁判所十和田支部

平成２２年（フ）第５８号
青森県十和田市大字三本木字西小稲113番地23
債務者　髙松千賀子
1　決定年月日時　平成22年６月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
青森地方裁判所十和田支部

平成２２年（フ）第６３号
青森県十和田市東三番町10番64号　野菊荘２号室
債務者　佐々木里絵子
1　決定年月日時　平成22年６月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
青森地方裁判所十和田支部

平成２２年（フ）第６４号
青森県上北郡おいらせ町向山2866番地24
債務者　越沢　春男
1　決定年月日時　平成22年６月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
青森地方裁判所十和田支部

平成２２年（フ）第３２５号
埼玉県吉川市吉川２丁目32番地１　グレイスハイツ109号
債務者　田所美代子
1　決定年月日時　平成22年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係